

地域医療確保緊急支援事業実施要綱

決定 令和 7 年 3 月 2 7 日 6 保医医政第 2207 号

第 1 目 的

この要綱は、高齢者の受入体制を確保するとともに、24 時間の診療体制が必要であるものの人員・体制の確保が困難な診療科を支援することで患者の受入を推進し、地域において必要な医療提供体制を確保することを目的とする。

また、急激な物価高騰等を踏まえ、緊急的な措置として地域差による都内の物価を考慮した支援金を給付し、都民を支える地域医療を確保することを目的とする。

第 2 事業の内容

1 実施する事業

(1) 高齢者等受入体制確保に係る緊急支援事業

ア 高齢者受入体制確保事業

東京都知事（以下「知事」という。）は、高齢者の入院患者を確実に受け入れられるよう、都内の病院において必要な病床を確保する。

イ 小児・産科・救急医療受入推進事業

知事は、小児・産科・救急医療において、患者の受入を推進するための体制を確保する都内の病院を支援する。

(2) 地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業

全国と比べて物価や人件費が高いものの、現行の診療報酬では評価されていない東京の地域差を考慮して、都内の病院が受け入れた入院患者数に応じて支援金を交付する。

2 補助等対象者

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく東京都内の病院の開設者であって、東京都知事が適当と認めるもの。ただし、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、同条第 2 項に規定する特定独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人、東京都（以下「都」という。）、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人及び同条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人を除く。

また、前項（2）においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体についても除く。

第 3 高齢者受入体制確保事業

1 実施方法

第 1 の目的を達成するため、病床の確保を委託により実施する。委託内容については、別途契約で定める。

2 事業期間と到達目標

- (1) 事業期間は、令和 7 年度から令和 9 年度までとする。
- (2) 委託による事業実施は年度ごととする。
- (3) 事業期間終了時の到達目標は、次の①～③の高齢者の受入実績のいずれかを令和 6 年度実績より 5 % 以上増やすこと及び④とする。目標到達の確認及び検証は都が行う。

①65 歳以上の要介護者及び要支援者の受入実績

②65 歳以上の救急患者の転院受入（以下「ポストアキュート」という。）実績

③85 歳以上の高齢者の受入実績

④介護保険施設等の求めに応じて協力医療機関を担うこと

3 対象となる病院

- (1) 知事は、別記第 1 号様式により受託の意向を示した病院を、別記第 2 号様式により対象病院として指定する。（以下、指定した病院を「指定病院」という。）
- (2) 指定病院は、次の個別要件及び別紙 1 に定める共通要件を満たす必要があり、要件充足の確認方法については、別途契約書に定めるとおりとする。

① 3 年間の高齢者の入院受入計画を提出すること

② 高齢者の受入実績を令和 6 年度より増加させること。

なお、令和 6 年度実績について、指定病院の延入院患者数に占める 65 歳以上の高齢者受入実績が 7 割を超える場合又は指定二次医療機関で救急自動車に搬送された救急患者数に占める 65 歳以上の高齢者受入実績が 5 割を超える場合は、令和 6 年度と同等の受入れを行うこと。

- (3) (1)に定める指定の期間は、都が指定する日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 知事は、指定病院が(2)に定める要件を満たさない等の理由により、本事業の目的を達成することが困難な場合は、指定を変更、保留又は取り消すことができる。

なお、指定の変更に当たっては別記第 3 号様式により、対象病院へ通知するものとする。

4 委託料

(1) 病床確保料

① 病床確保料に係る委託料は、別紙 2 による確保病床数に基づき算定するものとする。

② 正当な理由なく、入院診療を行わない、空床が確保できない等の事実が確認された場合は、その不履行分の委託料は支払わないものとする。

③ 前項(2)②の要件を満たさない場合は、翌事業年度の確保病床数を 1 床減らし、実績の増加を確認できた場合には翌々年度の病床数を別紙 2 の範囲で 1 床増やすこととする。

(2) 事務費

高齢者受入体制確保事業実施に係る調整事務費（請求支払、報告及び地域医療連携推進に係る事務費）は、別途契約で定めるとおりとする。

5 診療の実施方法

(1) 指定病院は、高齢者の入院診療に十分対応しうるよう、診療体制の確保に万全を期するとともに、他の医療機関や関係機関との連携を図るものとする。

(2) 高齢者の入院患者の受入れ可能な病床を、毎日正午現在、知事の指定に基づき確保する。

なお、病床の確保に当たり、次の点に留意することとする。

① 確保病床は固定である必要はない。

② 別の事業で補助金等を利用している病床を割り当てることはできない。

(2) 第2の1(1)アの規定により確保した病床は、適正な管理を行い、満床となった等やむを得ない理由で入院医療に応じ得ない場合は、他の医療機関の協力を求めるよう努める。

6 診療費

(1) 診療報酬は、指定病院の収入とする。

(2) 診療費は患者の負担とする。また、患者が社会保険等により受診及び入院医療を受ける場合は、被保険者資格情報が確認できる書類を提出する。この被保険者資格情報が確認できる書類は、当該書類と同様の内容を含む情報の提供をすることができる場合には、提出を省略することができる。

7 実績

指定病院は契約書に定める様式により、受託者を經由して、患者受入実績等を都に報告するものとする。

なお、実績は公表を前提とする。

第4 小児・産科・救急医療受入推進事業

1 実施方法

第1の目的を達成するため、診療体制の確保を補助により実施する。補助金の交付に当たっては、知事が別に定める。

2 事業期間と到達目標

(1) 事業期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

なお、補助事業は事業年度ごとに実施する。

(2) 事業終了後の到達目標は対象診療科等において令和6年度の診療規模（日数や時間帯等）を維持することとし、目標到達の確認及び検証は都が行う。

3 対象となる病院

(1) 次のいずれか又は複数の診療科等を有し、かつ以下の個別要件及び別紙1に定める共通要件を満たす病院

①対象診療科等

・小児科

- ・産科。ただし、分娩を取り扱い、かつ院内に常勤の小児科医師を1名以上配置していること
- ・救急告示医療機関において救急医療を行う部門

②令和7年度から令和9年度までの3年間の体制確保計画を提出すること

③毎年度、質の向上に関する院内研修を実施すること

(2) 補助対象期間は、当該事業年度の4月1日から3月31日までとする。

4 補助金

正当な理由なく、診療を行わない等の事実が確認された場合は、補助金を交付しない。

5 実績

補助対象の病院は知事が定める様式により、患者受入実績等を都に報告するものとする。

なお、実績は公表を前提とする。

第5 地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業

1 実施方法

第1の目的を達成するため、支援金交付により実施する。支援金の交付に当たっては、知事が別に定める。

2 事業期間

令和7年度

3 対象となる病院

第2の2に定める病院

4 実績

交付対象の病院は知事が定める様式により、地域医療確保のための診療実績等を都に報告するものとする。

なお、実績は公表を前提とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別紙 1 高齢者等受入体制確保に係る緊急支援事業 共通要件

- 1 令和 9 年度末までに電子カルテシステムを導入すること。
- 2 令和 9 年度末までに以下のいずれかの医療情報連携基盤へ接続すること。
 - ①電子カルテ情報共有サービス
 - ②地域医療連携ネットワーク
 - ③東京総合医療ネットワーク
- 3 医療法等に規定する以下の全てについて履行すること。
 - ①病床機能報告
 - ②外来機能報告
 - ③医療機能情報提供制度による報告
 - ④かかりつけ医機能報告
 - ⑤経営状況報告（都が所管する医療法人のみ。任意項目はすべて回答すること。）
 - ⑥EMIS（広域災害救急医療情報システム）基本情報等入力・更新

別紙 2 高齢者受入体制確保事業 確保病床数

許可病床（休棟中の病床は含まない）の規模	1 施設あたり確保病床数
200 床未満	2 床
200～399 床	3 床
400 床以上	4 床